

## 住民の協力度・理解度(案)

番号	評点	評価基準
①	30点	候補地が属する及び隣接する町内会・自治会等の全員と周辺の町内会・自治会等が無条件で了承している。
②	27点	候補地が属する及び隣接する町内会・自治会等の全員と周辺の町内会・自治会等が条件(地域振興・還元対策の実施)付で了承している。
③	25点	候補地が属する町内会・自治会等の全員が無条件で了承しているが、周辺の町内会・自治会等の意向は不明又は反対である。
④	23点	候補地が属する町内会・自治会等の全員が条件(地域振興・還元対策の実施)付で了承しているが、周辺の町内会・自治会等の意向は不明又は反対である。
⑤	18点	候補地が属する町内会・自治会等の役員会が無条件で了承しているが、周辺の町内会・自治会等の意向は不明又は反対である。
⑥	16点	候補地が属する町内会・自治会等の役員会が条件(地域振興・還元対策の実施)付で了承しているが、周辺の町内会・自治会等の意向は不明又は反対である。
⑦	10点	候補地が属する町内会・自治会等の会長が無条件で了承しているが、周辺の町内会・自治会等の意向は不明又は反対である。
⑧	8点	候補地が属する町内会・自治会等の会長が条件(地域振興・還元対策の実施)付で了承しているが、周辺の町内会・自治会等の意向は不明又は反対である。
⑨	3点	候補地が属する及び隣接する町内会・自治会等の一部住民が反対している
⑩	0点	候補地が属する及び隣接する町内会・自治会等の役員会が反対している

- (注)
- 1 1次審査後に1次候補地になった場合、1次候補地が属する及び隣接する町内会・自治会等の会長に事務局からを連絡することを、公募要領に記載しておく。
  - 2 1次審査後に1次候補地が属する及び隣接する町内会・自治会等の会長に1次候補地になったことを事務局から連絡する。
  - 3 1次候補地が選定された後、住民説明会(意見交換会)を開催する。
  - 4 2次候補地選定後の周辺住民説明会(意見交換会)後、事務局から候補地が属する及び隣接する町内会・自治会の会長に、上記の評価基準のどれに該当するか確認する。